

日本ライフセービング協会 認定審判員規程

(目的)

本規定は、認定審判員規程について必要な事項を定めライフセービング競技の普及・発展を図ることを目的とする。

(任務)

第1条 認定審判員は、日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の競技規則により、本協会が主催または公認する競技会の審判をすることを任務とする。

(心得)

第2条 認定審判員は、常に競技規則を研鑽するとともに、自らの審判技術の向上を図り、競技会において公平かつ厳正なる審判をしなければならない。

2項 認定審判員は、積極的に審判員として競技会に参加し、円滑な運営に協力するよう努めなければならない。

(資格)

第3条 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または高校生会員は、認定審判員となり得る資格を有する。ただし、当該年度および4月1日において満16歳に達したものとする。

(種別)

第4条 認定審判員は、S級、A級、B級、C級の4種とする。

(1) S級認定審判員

熟練した審判技能と経験を有する者で、本協会が主催または公認する競技会において上訴審判員ができる者、およびC級認定審判員養成講習会の講師ができる者。

(2) A級認定審判員

本協会が主催または公認する競技会において審判長を行う技能と経験を有する者。

(3) B級認定審判員

本協会が主催または公認する競技会において競技別審判長を行う技能と経験を有する者。

(4) C級認定審判員

本協会が主催または公認する競技会において審判を行う技能と経験を有する者。

(資格の認定)

第5条 S級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、別に定める条件を満たした者から本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。

2項 A級およびB級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、別に定める条件を満たした者が申請を行い、本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。

3項 C級認定審判員は、別に定める条件を満たした者がC級認定審判員養成講習会を受講し、本協会競技運営・審判委員会が認定審判員として相応しいと認めた者を理事長が認定する。

4項 前各項目により認定された者は、所定の手続きの完了及び別に定める登録料を合格時に納入しなければならない。また、更新登録料は、初回登録料と同一とする。

(資格の任期)

第6条 認定審判員の任期は、認定された年度を除き2年とする。ただし、認定された年度の資格は保有する。

(資格の更新)

第7条 審判員は、任期中に1回は競技運営・審判委員会が開催する研修会に参加しなけれ

ばならない。

- 2 項 審判員は、任期中に 1 回は本協会主催または公認する競技会に審判員として参加しなければならない。ただし、本協会が特別に審判員以外の役職を依頼した場合は、これに参加したとみなすことができる。
- 3 項 2 項において、やむを得ない理由で任期中にその任にあたらぬ場合でも、本協会の競技の普及・発展に特別に寄与したと本協会競技運営・審判委員会が認めた者は資格の更新ができる。

(資格の失効)

第8条 認定審判員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、審判員の資格を失効するものとする。

- (1) 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または高校生会員でなくなったとき。
- (2) 認定審判員の登録料を納期までに納入しないとき。
- (3) 本協会や審判員の体面を汚すような行為があったとき。
- (4) 任期中に特別な理由なく、その任にあたらぬとき。

(資格の復権)

第9条 第8条により資格を失効した後、復権を希望する者は、C級認定審判員養成講習会を再受講(合格)し、かつ復権申請書(別紙)を提出することにより復権が認められる。

- 2 項 復権後の種別は、失効前と同等とするが、失効前の審判員活動履歴はすべて削除される。
- 3 項 復権後の任期は復権した年度を除き2年とする。ただし、復権した年度の資格は保有する。

(審判員の証明)

第10条 認定審判員は、本協会が定める認定審判員証を所持し、所定の服装を着用して競技会の審判にあたるものとする。

(規定の改廃)

第11条 本規定の改廃は、理事会の議決による。

附則

1994年1月	制定
2004年2月	改正
2007年3月	改正
2008年5月	改正
2009年4月	改正
2017年2月	改正